

○埼玉県警察通信指令技能検定に関する訓令

平成 22 年 12 月 1 日

警察本部訓令第 34 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察通信指令技能検定に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察通信指令技能検定に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、埼玉県警察における警察官の通信指令技能についての検定（以下「技能検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技能検定の目的)

第 2 条 技能検定は、検定の取得を通じて警察官の通信指令技能の向上及び士気高揚を図るとともに、通信指令業務を担う人材の育成を図ることを目的とする。

(通信指令技能検定委員会の設置)

第 3 条 埼玉県警察本部に、埼玉県警察通信指令技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は地域部長、副委員長は地域部参事官をもって充てる。

3 委員は、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）、警務部警務課長及び同部教養課長をもって充てる。

(委員会の庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）において処理する。

(実施責任者)

第 6 条 技能検定の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、通信指令課長とする。

(技能検定の級位)

第 7 条 技能検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

(検定対象者)

第8条 初級検定の対象者は、電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項に定める第二級陸上特殊無線技士以上の無線従事者資格を有する警部補以下の階級にある者とする。

2 中級検定の対象者は、初級を取得した者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 過去に通信指令課において通信指令業務に従事し、又は現に通信指令課において通信指令業務に従事している者

(2) 通信指令に関する専科を修了し、又は講習を受講した者

3 上級検定の対象者は、中級を取得した警部補以上の階級にある者で、通信指令業務に関する卓越した知識及び技能並びに技能指導官に関する訓令（平成22年埼玉県警察本部訓令第33号）に規定する技能指導官その他これに準じる指導者にふさわしい指導力を有するとして、実施責任者が委員会に推薦したものとする。

（受験申請等）

第9条 実施責任者は、初級及び中級の技能検定の実施日時、場所その他必要な事項を所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、所属の職員に周知させ、受験者を取りまとめの上、実施責任者に報告しなければならない。

（技能検定の実施等）

第10条 技能検定は、技能検定の実施要領（別表）のとおり実施するものとする。

2 初級及び中級の技能検定は原則として年1回以上、上級の技能検定は必要により実施するものとする。

3 実施責任者は、初級及び中級の技能検定を実施したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

（合格者の決定等）

第11条 委員会は、第8条第3項の規定により推薦があったとき及び前条第3項の規定により報告があったときは、速やかに当該検定の合格者を決定するものとする。

2 技能検定の合格基準は、技能検定の実施要領の合格基準欄のとおりとする。

3 委員会は、通信指令技能検定合格者台帳（別記様式第1号）を備え付け、合格者の氏名その他所定の事項を登載するものとする。

（合格者の報告及び通知等）

第 12 条 委員長は、技能検定を実施した都度、合格者を警察本部長に報告するとともに、当該合格者の所属長に通知するものとする。

2 警務部警務課長及び合格者の通知を受けた所属長は、技能検定に合格した旨を合格者の人事記録表に記載するものとする。

(合格証書の授与)

第 13 条 委員長は、技能検定の合格者に対して通信指令技能検定合格証書（別記様式第 2 号）を授与するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際、上級検定の合格基準を満たすと委員会が認めた者については、第 11 条により上級に合格したものとみなす。

附 則（平成 23 年 12 月 20 日警察本部訓令第 37 号）

この訓令は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

【別表及び別記様式省略】